

財団法人沖縄県産業振興公社
ホームページバナー及びメールマガジンの広告掲載の取扱いに関する要領

(目的)

第1条 この要領は、財団法人沖縄県産業振興公社ホームページバナー及びメールマガジンの広告掲載を適正に行うため、必要な事項を定める。

(広告の種類、位置及び枠数)

第2条 ホームページバナー及びメールマガジンの広告の位置及び枠数は、原則として次のとおりとする。

財団法人沖縄県産業振興公社ホームページ右メニューの掲載場所の一部（上部Aブロック2枠、下部Bブロック2枠）及び公社ホームページ中央部の1行広告（2枠）、メールマガジンの広告とする（5行以内。1枠）。

(広告の規格)

第3条 広告の規格は原則として次のとおりとする。

(1) バナー広告

- ①Aブロック 大きさ 横 180 ピクセル・縦 150 ピクセル
- ②Bブロック 大きさ 横 250 ピクセル・縦 60 ピクセル
- ③Aブロック及びBブロックともに、ピクセル形式 GIF (アニメーション可) 又は JPEG でデータ容量 20KB 以下とする。

(2) 中央部の1行広告 30字以内

(3) メールマガジン広告 1行半角 70文字の5行以内

(広告の範囲)

第4条 広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) 政治性又は宗教性のあるもの
- (2) 社会問題についての主義・主張
- (3) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (4) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (5) 第三者をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (6) 風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (7) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (8) 法令、規則等に反するもの

(広告の禁止表現)

第5条 広告の禁止表現は、原則として次の各号に掲げるものとし、各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
(例)「閉じる」「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等
- (2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
(例) 高速に点滅するイメージ、高速（間隔を0.4秒以下）に振動するイメージ、コントラスト（明度差）が強い画面の反転表示等
- (3) 実際には機能しないもの
(例) 入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等
- (4) 閲覧者が公社に関する情報と錯誤するおそれがあるもの
(例)「沖縄県産業振興公社情報」等の掲載等
- (5) その他広告の表現として適当でないと公社が認めるもの

(広告掲載料)

第6条 要綱第12条第1項の規定による広告の掲載料は次のとおりとする。

バナー広告右メニュー (Aブロック)	月額 30,000 円 (税込み)	2 枠
バナー広告右メニュー (Bブロック)	月額 15,000 円 (税込み)	2 枠
1 行広告中央部	月額 10,000 円 (税込み)	2 枠
メールマガジン広告 (記事中 5 行以内)	1 回 10,000 円 (税込み)	

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、公社が別に定める。

附則

この要領は平成 18 年 7 月 12 日から施行する。

附則

この要領は平成 20 年 4 月 22 日から施行する。

附則

この要領は平成 23 年 5 月 24 日から施行する。